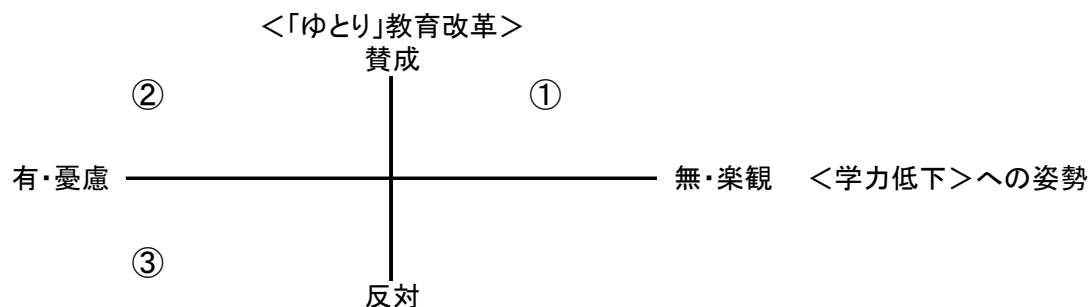


近年の公立学校改革の動向と課題（２）

—日本の場合—

I. 「ゆとり」教育改革と「学力低下」論争



(市川伸一『学ぶ意欲とスキルを育てる』小学館 2004年 p.16 図1.1より改変)

- ②の立場：(1)「学力低下」は、学校5日制や学習指導要領の改訂（内容削減、総合学習の導入、等）を直接的な原因とするものではない
- (2)子どもの主体的な学びを強調するあまり、教師の役割を支援・援助と限定し、系統的な学習指導を怠ったり、系統的指導と問題解決的学習のバランスよい学習指導を作れなかった等の学校・教員の教授・指導上の問題
- (3)個に応じた学習指導、総合的学習への物的・人的配慮の不備
- (4)「学力低下」を学校日数・授業時数や学習指導要領内容の削減等ではなく、学習への関心・意欲等の減退、社会・家庭等での学習へのモチベーションの交代（「豊かさ」、「貧困」等）、子どもの生活の乱れ、生活力の衰退等の複合的な要因によると見る
- (5)学力向上や学習への意欲等を醸成していくためには、少人数学級・教育の実現、総合的学習への支援・援助等の充実、学校と家庭・地域の連携・協力等による子どもの生活改善と生活力向上等の取り組みが必要とする

VS.

- ③の立場：(1)学習指導等の問題もあるかもしれないが、学校日・授業時数の削減、学習指導要領の削減が、「学力低下」の直接の原因
- (2)総合的学習が、教科学習との関連性も脆弱で単なる体験学習となっている、その教材、指導方法も学校・教員で大きく異なりバラツキがありすぎる→廃止か授業時間数の大幅削減を
- (3)学校5日制の廃又は土曜日開校を自治体の裁量にし、学習指導要領の内容を増やす方向で見直しを図ること

国の教育政策の実際的展開は、②の立場を基本的に保持しながら、③の立場から指摘されてきた点を一部政策に反映させてきている。

⇒大きな政策論争

- (1) 学校 5 日制の継続か、見直しか、自治体への土曜開校の裁量権限付与か
- (2) 教科と総合学習の授業時間数の弾力化

(*) 学校 5 日制—「ゆとり」教育改革の時代背景と政策上のねじれ

- ・貿易黒字で経済摩擦（1980 年代後半）→内需拡大の圧力

1986 年に中曽根首相の諮問機関「国際協調のための「経済構造調整研究会」報告」（前川レポート）＝内需拡大のための労働時間短縮と週休二日制の早期実施

＋ 中曽根首相の下に臨時教育審議会（臨教審）で学歴社会偏重批判と個に応じた教育＝個性化・自由化の提唱

- ・経済界、労働界の週休二日制の要請→政界
- ・週休二日制を自動的に学校 5 日制とすることへ文部省・教育界の強い反対←経済界・労働界・政界から「外堀」を埋められる
- ・文部省は、学校 5 日制の導入には、慎重に対応しつつ（月 1 回の実施から）学校日・授業時数が削減される中でも教育水準の維持が可能となるような条件整備や地域・家庭での「受け皿」作りに取り組むよう各界各層に訴える

↑

学校 5 日制実施が要請されその政策決定をした時期は、日本経済が好調な時期であったが、その後の準備段階と試行時期に日本経済が悪化

||

減らされる学校日数・授業時数の中で、個に応じた学習指導、総合的学習を効果的に実施していく条件整備が伴わず（学校・教職員の配置や地域・家庭での取り組み不足、経済不況化の地域・家庭の変貌＝階層格差、等）、本来、別々の施策であったはずの「ゆとり」教育改革と学校 5 日制実施が、学校現場や教員の「多忙化」や「学力低下」論議等を生み出だす状況を生じさせる結果となった

II. 公立学校の「自由化」＝「選択制」の論議と改革動向

前回⇒公立学校に期待されてきた基本的役割—原則、「変容」、米国公立学校改革の動向

*注意！⇒アメリカの選択・自由原理に基づく公立学校改革のねらいと日本との「位相」の違い—評価にかかわって—

- ①ターゲットは都市貧困層・マイノリティーの子供達が通学する「崩壊」状態にある公立学校の改善との学力向上（中産階級は white flight ,私学選択 25%）

②アメリカの学校選択、チャーター、ヴァウチャーにおいても、まったく無制約なものではなく、マイノリティ・貧困層子弟の優先入学や入学者割合を行政当局が設定するなどの配慮／私学への通学を保障する教育ヴァウチャーも、公立学校で十分なケアに欠ける「危機的状況」ある子どもを対象

|

・日本の場合には、学校選択・自由が強調される学校改革において、米国のようなハンディキャップを負った子ども達に対する重点的保障という発想はない。

・日本とアメリカの「学力」問題の「深刻さ」の違い

③選択・自由の拡大による学校改革への「疑問」と近隣学校「再生」の試み

・都市学区の公立学校問題は、重層的な社会問題の集積結果であるため、その改善のためには教育だけでなく福祉等の他の政策と深く連携した取り組みが必要（朝食提供、放課後の教育・ケア、等）

⇒改革の対象となっている地域の学校・子どもには、より多くの配慮と投資が不可欠。しかし、学校選択やチャータースクール等は、そうした社会的取り組みを忌避し、個人の選択や個別の学校の努力に帰結させる方策ではないかという批判も根強い。

1. 日本における自由化・多様化の公立学校改革論議

a. 社会的共通基盤としての公立学校＝就学義務・強制就学＝標準的教育内容とその「強制的」教え込みを義務教育の基本的性格として是認（社会的再生産－統合と個人の社会参加＝自立の調整）

VS.

b. 教育の私的・個人価値の重視＝個性化＝選択・自由化
教育の個人サービス性の重視と消費者主権という捉え方

（1）都市部を中心にした学校選択制の拡大

（2）国の基準等の弾力化によるより自由で多様な教育、教育行政の試み －構造改革特区から一般化＝全国化への可能性－

①学習指導要領の適用除外 小学校における英語教科、英語による授業・指導、等

②教職員人事等の教育行政ルールへの適応除外 市町村による単独教職員採用、等

③特別のニーズをもった児童生徒への学習・教育 不登校自動へのIT教育、等

(3) 規制改革による学校への参入「障壁」見直しの論議と動向 (構造改革特区)

①これまでの学校設置

- ・国、地方公共団体
- ・私立学校＝学校法人

1)学校の「公共性」に鑑み、安定した教育供給を行うために、学校設置・運営に要する一定規模以上の財産保有、施設・設備の保有、内部留保金の安定的な維持・管理

2)私立学校審議会

②規制改革・民間開放推進会議等の学校参入「障壁」見直し論議と特区試行

1)これまで学校設置を国、地方公共団体、学校法人に限ってきたことが、教育サービスの受け手である消費者＝親・子どものニーズや要望に敏感でない供給者本位の学校運営を行ってきた

2)国、地方公共団体、学校法人のような設置者では、様々な教育ニーズに応える教育サービスを提供できないため、様々な教育ニーズの提供が可能な多様な教育供給者を学校設置に参入しやすくすべきである

3)学校法人以外の多様な教育供給の主体となりうる株式会社や公益法人（NPO等）等による学校設置をもとめるべき、又、私学への参入をしやすくし私学との平等な競争を可能にするためにも学校法人の基準を低くしたり弾力化すべきである。

VS.

* 文科省等との間での論争

↓↓

現在、「構造改革特区」の制度を活用して、来春までに25校ほどの株式会社等の設置する学校が開校

①義務教育学校：朝日塾（岡山市）＝唯一の株式会社立の中学校／進学校として、通常の公立中に比べて授業時数は約400時間（1.43倍）。英語による授業等も導入。

②高校：さくら国際高校（長野県上田市）＝通信制で不登校、中退者も

勇志国際高校（熊本御所浦町）＝インターネットを通じた学習指導

ウイザス高校（茨城県高萩市）＝広域通信制で不登校経験者、長期病欠、中退者等を対象

代々木高校（三重県志摩市、渋谷区）＝通信制で不登校、中途退学者の受け

皿、等

- ③大学：LEC 東京リーガルマインド大学・会計大学院（全国 13 カ所）
ビジネス・ブレークスルー大学院大学（東京都千代田区）、等

(4) ホームスクーリング、チャータースクール、ヴァウチャーの運動

Cf： <http://homepage2.nifty.com/irer/charter.html>

2. 文部科学省の教育行政手法の転換と地域・保護者参加の公立学校改革の動向

(1) 文部科学省の公立学校改革と教育行政手法の変化

- ①義務教育の「公共性」やナショナル・ミニマムの確保＝その内容の「最低基準」化や内容規定を大綱化するなどの弾力化を図り、自治体・学校等の裁量権限＝基準への上乘せ、横出しを容認する方向へ
- ②自治体・学校での裁量権限や創意工夫を拡大する一方、ナショナル・ミニマムを遵守、達成させるために教育行政手法を転換
⇒旧来の教育行政手法（入口・過程管理）から、教育成果、評価を重視する新しい教育行政手法（出口管理－学力テスト、外部評価－内部評価の義務化、高卒程度卒業認定試験、等）への移行を模索

- * ・全国学力テストの実施 その実施方法や活用方法をめぐって論議
・各学校設置基準で学校自己評価の義務化←文科省でモデル案を作成し実施と公開を義務づけ←外部評価の法整備が進んでいる
・大検から高校程度卒業資格認定試験へ（多様な高校教育を担保しつつ認定試験でチェック）

(2) 地域・保護者参加の学校改革

－学校経営に対する地域住民・保護者の発言権と参加権の拡大－

- ①学校の自立・自律＝校長の権限強化←校長を支える応援団としての学校評議員制度（1998 年中教審答申）
- ②学校運営協議会の誕生
・学校評議員制度への批判と日本版チャータースクールとして、2004 年から地域住民・保護者の権限を強化した学校運営協議会の設置が可能となる。校長権限＝人事権、経営方針等への発言権、決定権を認める。但し、具体的にどのような形態

等にするかは各教育委員会で工夫し決定することになっている。